



三重県公報

平成20年10月24日(金)

第 2030 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
645	町の区域を設定する旨の届出	(市町行財政室)	2
646	家畜伝染病検査等の実施	(農水産物安全室)	4
647	公有水面の埋立ての免許	(水産基盤室)	4
648	同件	(同)	5
649	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維持管理室)	6
海 調 委 告 示			
11	漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催	(海区漁業調整委員会)	7
監 査 委 員 公 表			
8	監査結果の公表	(監 査 委 員)	8
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(土地・資源室)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整室)	20
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	20
	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	(都市政策室)	20
	都市計画の図書の写しの縦覧	(同)	21
	指定管理者の募集	(住 宅 室)	21
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	22
	同件	(同)	22
	同件	(同)	22
正 誤			
	平成20年9月26日付け三重県公報第2022号	(こども家庭室)	23

告 示

三重県告示第 645 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、桑名市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり町の区域を設定する旨、桑名市長から届出がありました。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 桑名市陽だまりの丘一丁目とする区域

桑名市大字播磨字笹尾 1554 の 1、1554 の 2、1555、1556 の 1、1556 の 2、1557 の 1、1557 の 2、1558 の 1、1558 の 2、1559 の 1 から 1559 の 4 まで、1560、1561 の 1 から 1561 の 3 まで、1565 から 1567 まで、1568 の 1 から 1568 の 3 まで、1569 の 1、1569 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字播磨字眞虫谷 1578 の 2、1579 の 1 の一部、1579 の 2 の一部、1583 の 47 から 1583 の 50 までの各一部、1583 の 59 から 1583 の 61 までの各一部、1583 の 78 から 1583 の 80 までの各一部、1583 の 86 の一部、1583 の 87 の一部、1583 の 91 の一部、1583 の 92、1583 の 93 から 1583 の 98 までの各一部、1583 の 99 から 1583 の 144 まで、1583 の 145 の一部、1583 の 160 から 1583 の 162 まで、1583 の 179 の一部、1583 の 188 の一部、1583 の 214 の一部、1583 の 217、1583 の 218、1583 の 219 の一部、1583 の 222 の一部、1583 の 223 の一部、1583 の 231 から 1583 の 233 まで、1583 の 235、1583 の 240 から 1583 の 246 まで、1583 の 262 から 1583 の 264 まで、1583 の 274 から 1583 の 281 まで、1583 の 285 の一部、1583 の 288 から 1583 の 292 まで、1583 の 293 の一部、1583 の 302、1583 の 307、1583 の 310 から 1583 の 312 まで、1583 の 322 から 1583 の 324 まで、1583 の 328 から 1583 の 333 まで、1583 の 339 から 1583 の 341 まで、1583 の 343、1583 の 345 の一部、1583 の 346、1583 の 348 から 1583 の 352 までの各一部、1583 の 353 から 1583 の 372 まで、1583 の 374 から 1583 の 382 まで、1583 の 384 から 1583 の 389 まで、大字播磨字大山田 1584 の 150 の一部、大字播磨字佛谷 3054、大字西方字塩釜 2275 の 2、2275 の 3、2276 の 1 から 2276 の 8 まで、2277 の 3 から 2277 の 5 まで、2278 の 2、2278 の 5、2279、筒尾四丁目 4 の 2、筒尾五丁目 4 の一部

2 桑名市陽だまりの丘二丁目とする区域

桑名市大字播磨字眞虫谷 1579 の 1 の一部、1579 の 2 の一部、1583 の 1 から 1583 の 42 まで、1583 の 43 の一部、1583 の 44 から 1583 の 46 まで、1583 の 47 の一部、1583 の 51 から 1583 の 58 まで、1583 の 59 から 1583 の 61 までの各一部、1583 の 62 から 1583 の 77 まで、1583 の 78 から 1583 の 80 までの各一部、1583 の 81 から 1583 の 85 まで、1583 の 86 の一部、1583 の 87 の一部、1583 の 88 から 1583 の 90 まで、1583 の 91 の一部、1583 の 93 から 1583 の 98 までの各一部、1583 の 145 の一部、1583 の 155 から 1583 の 159 まで、1583 の 164、1583 の 166 から 1583 の 178 まで、1583 の 179 の一部、1583 の 180 から 1583 の 185 まで、1583 の 187、1583 の 188 の一部、1583 の 189 から 1583 の 199 まで、1583 の 201 から 1583 の 213 まで、1583 の 214 の一部、1583 の 215、1583 の 216、1583 の 219 の一部、1583 の 220、1583 の 221、1583 の 222 の一部、1583 の 223 の一部、1583 の 224 から 1583 の 230 まで、1583 の 234、1583 の 236 から 1583 の 239 まで、1583 の 247 から 1583 の 261 まで、1583 の 265 から 1583 の 273 まで、1583 の 282 から 1583 の 284 まで、1583 の 285 の一部、1583 の 286 の一部、1583 の 287、1583 の 293 の一部、1583 の 294 から 1583 の 301 まで、1583 の 303 から 1583 の 306 まで、1583 の 308、1583 の 309、1583 の 313 から 1583 の 321 まで、1583 の 325 から 1583 の 327 まで、1583 の 334 から 1583 の 338 まで、1583 の 342、1583 の 344、1583 の 345 の一部、1583 の 347、1583 の 348 の一部、1583 の 352 の一部、1583 の 373、1583 の 383 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部、大字播磨字大山田 1584 の 150 の一部、大字播磨字奥新田 1585 の一部、大字西方字河原谷 2173 の 3、2173 の 5、2173 の 6、2176 の 2、2178 の 4、2178 の 8、2182 の 1、2182 の 4 から 2182 の 6 まで、2183 の 1、2183 の 4 から 2183 の 6 まで、2184 の 1、2184 の 3、2185、2186、2186 の 1 から 2186 の 7 まで、2188、2189 の 1、2189 の 2 の一部、2190 の一部、2197 の 1、2197 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字西方字小河原 2254 の 1、2254 の 2、2255 の一部、2259 の一部、2260 の一部、2261 の 3、2261 の 6、2262、2263、2264 の 1、2264 の 2、2265 の 1、2265 の 2、2266 の 1、2266 の 2、2267、2268 の 1 から 2268 の 3 まで、2269 の 1 から 2269 の 7 まで、2270、2270 の 1 から 2270 の 6 まで、2271 の 1 から 2271 の 4 まで、2272 の 1、2272 の 2、2272 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部、大山田三丁目 3 の 3 の一部、3 の 4 の一部、3 の 10、4 の一部、筒尾五丁目 4 の一部

3 桑名市陽だまりの丘三丁目とする区域

桑名市大字播磨字眞虫谷 1583 の 43 の一部、1583 の 48 から 1583 の 50 までの各一部、1583 の 186、1583 の 188 の一部、1583 の 286 の一部、1583 の 348 から 1583 の 351 までの各一部、大字播磨字大山田 1584 の 150 の一部

4 桑名市陽だまりの丘四丁目とする区域

桑名市大字播磨字大山田 1584 の 150 の一部

5 桑名市陽だまりの丘五丁目とする区域

桑名市大字播磨字大山田 1584 の 50 の一部、1584 の 51 の一部、1584 の 124、1584 の 141、1584 の 150 の一部、1584 の 174、1584 の 175、1584 の 220、1584 の 221、1584 の 235 の一部、大字北別所字中縄 1915 の 1 の一部

6 桑名市陽だまりの丘六丁目とする区域

桑名市大字播磨字大山田 1584 の 6 の一部、1584 の 11 の一部、1584 の 48、1584 の 50 の一部、1584 の 51 の一部、1584 の 52、1584 の 55、1584 の 58 から 1584 の 69 まで、1584 の 95、1584 の 127、1584 の 130、1584 の 135、1584 の 140 の一部、1584 の 144、1584 の 146、1584 の 147、1584 の 150 の一部、1584 の 152 から 1584 の 158 まで、1584 の 159 の一部、1584 の 160、1584 の 165、1584 の 166 から 1584 の 168 までの各一部、1584 の 170、1584 の 176 から 1584 の 178 まで、1584 の 180 から 1584 の 182 まで、1584 の 183 の一部、1584 の 187 から 1584 の 199 まで、1584 の 200 の一部、1584 の 201 から 1584 の 206 まで、1584 の 207 から 1584 の 209 までの各一部、1584 の 210、1584 の 211 から 1584 の 214 までの各一部、1584 の 215 から 1584 の 219 まで、1584 の 222 から 1584 の 234 まで、1584 の 235 の一部、大字播磨字奥新田 1590 の 1、1590 の 2 から 1590 の 4 までの各一部、1590 の 5 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字北別所字中縄 1915 の 1 の一部、大字西方字奥新田 2223 の 4 から 2223 の 6 まで、2223 の 7 の一部、2226 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

7 桑名市陽だまりの丘七丁目とする区域

桑名市大字播磨字大山田 1584 の 150 の一部、1584 の 159 の一部、1584 の 166 から 1584 の 168 までの各一部、1584 の 200 の一部、1584 の 207 から 1584 の 209 までの各一部、1584 の 211 から 1584 の 214 までの各一部、大字播磨字奥新田、1585 から 1587 までの各一部、1590 の 2 から 1590 の 4 までの各一部、大字西方字奥新田 2201 の 2 の一部、2226 の一部、2227 の 2、2227 の 3、2227 の 16 から 2227 の 18 まで、2227 の 19 の一部、2227 の 20 の一部、2227 の 21、2227 の 22 から 2227 の 30 までの各一部、2227 の 31 から 2227 の 42 まで、2231 の一部、2231 の 1 から 2231 の 4 までの各一部、2231 の 6 から 2231 の 14 までの各一部、2231 の 15 から 2231 の 17 まで、2231 の 18 の一部、2231 の 21 から 2231 の 27 までの各一部、2232 の 1 の一部、2237、2237 の 1 から 2237 の 6 まで、2237 の 8 から 2237 の 32 まで、2239 の一部、2240 の一部、2241、2242 の 1、2242 の 2 の一部、2242 の 3 から 2242 の 5 まで、2243、2244 の一部、2245 の 1 の一部、2245 の 2 の一部、2246 の一部、2247 の 1 から 2247 の 3 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部、大字西方字小河原 2249 の一部、2249 の 1 の一部、2250 の 1 の一部、2250 の 2 の一部、2251 の 1 から 2251 の 3 まで、2252 の 1、2252 の 2、2253 の 1、2253 の 2、2255 の一部、2255 の 1、2256 の 1、2256 の 2、2257、2258、2258 の 1、2259 の一部、2260 の一部、2261 の 1、2261 の 4、2261 の 5 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部

8 桑名市陽だまりの丘八丁目とする区域

桑名市大字播磨字大山田 1584 の 5、1584 の 6 の一部、1584 の 11 の一部、1584 の 140 の一部、1584 の 150 の一部、1584 の 168 の一部、1584 の 183 の一部、1584 の 200 の一部、大字播磨字奥新田 1585 から 1587 までの各一部、1588、1589 の 1 から 1589 の 8 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 32、1606 の 55 から 1606 の 66 まで、1606 の 80、1606 の 105 から 1606 の 109 まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、大字西方字河原谷 2189 の 2 の一部、2190 の一部、2191 の 1、2191 の 2、2192 の 1、2196 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、大字西方字奥新田 2198、2199 の 1 から 2199 の 4 まで、2200、2201 の 1、2201 の 2 の一部、2202、2203 の 4 から 2203 の 7 まで、2203 の 14、2205 から 2210 まで、2211 の 1、2211 の 2、2212、2213、2213 の 1、2214 の 1 から 2214 の 3 まで、2215、2216 の 6、2216 の 7、2217 の 1、2217 の 2、2218 の 1、2218 の 2、2219 の 1、2219 の 2、2220 の 1、2220 の 2、2221 の 1 から 2221 の 3 まで、2222、2223 の 7 の一部、2224 の 1、2224 の 3、2225 の 1、2225 の 2、2226 の一部、2227 の 4、2227 の 7 から 2227 の 11 まで、2227 の 19 の一部、2227 の 20 の一部、2227 の 22 から 2227 の 30 までの各一部、2228、2228 の 2、2229、2231 の一部、2231 の 1 から 2231 の 4 までの各一部、

2231 の 5、2231 の 6 から 2231 の 14 までの各一部、2231 の 18 の一部、2231 の 19、2231 の 20、2231 の 21 から 2231 の 27 までの各一部、2232 の 1 の一部、2232 の 2、2233 から 2236 まで、2237 の 7、2238、2239 の一部、2240 の一部、2242 の 2 の一部、2244 の一部、2245 の 1 の一部、2245 の 2 の一部、2246 の一部、2247 の 1 から 2247 の 3 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部、大字西方字小河原 2248、2249 の一部、2249 の 1 の一部、2250 の 1 の一部、2250 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大山田三丁目 3 の 3 の一部、3 の 4 の一部、3 の 5、4 の一部、大山田四丁目 3 の 3、4 の 1、4 の 2、5、14

三重県告示第 646 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく高病原性鳥インフルエンザ検査を次のとおり実施します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養羽数が 100 羽以上のすべての家きん飼養者（だちょうは 10 羽以上）
- 3 実施の期日
平成 20 年 11 月 3 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間
- 4 検査の方法
血清抗体検査（ゲル内沈降反応）その他必要な検査

三重県告示第 647 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許しました。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 免許の年月日
平成 20 年 10 月 24 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所
免許を受けた者
鳥羽市
鳥羽市鳥羽 3 丁目 1 番 1 号
代表者
鳥羽市長 木田 久主一
鳥羽市河内町 858 番
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
三重県鳥羽市相差町字豊木松 420、419 地先の道路敷に面する字前濱前面の公有水面及び 372-1、372 地先の字前濱前面の公有水面、平成 9 年 11 月 4 日付け三重県指令第 2-14 号の免許に係る埋立ての埋立区域に面する公有水面
 - (2) 区域（角度は、真北方位とする。）
次の地点のうち、①の地点から③の地点を順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成 9 年 11 月 4 日付け三重県指令第 2-14 号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D L + 2.039m）、④の地点と①の地点を結ぶ満潮位（D L + 2.039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 相差港東防波堤灯台（北緯 34 度 23 分 10.77 秒、東経 136 度 54 分 35.18 秒）の地点から 274 度 30 分 242.6m の地点

- ②の地点 ①の地点から 95度00分 20.6mの地点
 ③の地点 ②の地点から 185度00分 30.0mの地点
 ④の地点 ③の地点から 275度00分 19.9mの地点

(3) 面積

616.18 m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県鳥羽市相差町字下世古 432, 431-2 地先の堤防敷に面する字前濱の一部及び前面の公有水面、字豊木松 420, 419 地先の道路敷に面する字前濱の一部及び前面の公有水面、字豊木松 372-1, 372, 371 地先の字前濱の一部及び前面の公有水面、平成9年11月4日付け三重県指令第2-14号の免許に係る埋立ての埋立区域の一部及び前面の公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線、及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 相差港東防波堤灯台（北緯34度23分10.77秒、東経136度54分35.18秒）の地点から281度30分244.1mの地点

Bの地点 Aの地点から 95度00分 83.0mの地点

Cの地点 Bの地点から 185度00分 62.5mの地点

Dの地点 Cの地点から 275度00分 88.1mの地点

Eの地点 Dの地点から 5度15分 32.5mの地点

Fの地点 Eの地点から 9度30分 15.9mの地点

(3) 面積

5,446.11 m²

5 埋立地の用途

船揚場用地

漁船修理場用地

三重県告示第648号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許しました。

平成20年10月24日

三重県知事 野呂昭彦

1 免許の年月日

平成20年10月24日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

免許を受けた者

鳥羽市

鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

代表者

鳥羽市長 木田 久主一

鳥羽市河内町858番地

3 埋立区域

(1) 位置

三重県鳥羽市答志町字築上 806-3 地先の公有水面及び 806-3 地先の堤防敷前面の公有水面

(2) 区域（角度は、真北方向とする。）

次の地点のうち、①の地点から⑧の地点を順次に結んだ線、⑧の地点と①の地点を結ぶ満潮位(D L + 2.039 m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 答志和具港南防波堤灯台（北緯34度31分18.05秒、東経136度53分47.43秒）の地点から105度15分318.6mの地点

②の地点 ①の地点から 297度00分 140.0mの地点

③の地点 ②の地点から 313度15分 7.8mの地点

- ④の地点 ③の地点から 40度30分 6.0mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 130度45分 8.0mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 117度00分 133.8mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 44度15分 12.8mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 136度45分 6.0mの地点

(3) 面積
971.14 m²

4 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

三重県鳥羽市答志町字築上 806-3 の一部及び 806-3 地先の公有水面、806-3 地先の堤防敷の一部及び前面の公有水面。806-3 地先の船揚場敷の一部及び前面の公有水面

(2) 区域（角度は真北方向とする。）

次の各地点を順次に結んだ線、及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 答志和具港南防波堤灯台（北緯 34度31分18.05秒、東経 136度53分47.43秒）の地点から 106度00分319.8mの地点

- Bの地点 Aの地点から 297度00分 181.9mの地点
- Cの地点 Bの地点から 40度30分 41.6mの地点
- Dの地点 Cの地点から 117度00分 161.1mの地点
- Eの地点 Dの地点から 167度45分 26.9mの地点

(3) 面積
7,138.83 m²

5 埋立地の用途

物揚場用地

三重県告示第 649 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市西浦二丁目 277 番から 四日市市西浦二丁目 227 番 1 地先まで	旧	22.00～36.00	24.00
	新	22.00～36.00	24.00

第2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市菅原町 760 番 5 から 四日市市菅原町 761 番 2 まで	旧	38.00～40.00	32.00
	新	38.00～64.00	32.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊津上野停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市河芸町中別保字丸垣内 126 番 1 から 津市河芸町中別保字鎌代 1583 番 3 まで	旧	6.00～7.70	104.50
	新	10.50～12.95	104.50

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 前村野中線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡多気町五桂字大広 956 番から 多気郡多気町油天字大広 769 番 6 まで	旧	7.00～8.00	400.00
	新	8.50～11.00	400.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 飯南三瀬谷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯南町向粥見字小原 1615 番 1 から 松阪市飯南町向粥見字百瀬 1624 番 2 まで	旧	9.00～43.00	180.00
	新	12.20～44.80	180.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町下三瀬字川ノ上 1 番 8 から 多気郡大台町下三瀬字神戸 6 番 3 まで	旧	18.40～28.10	188.00
	新	21.00～36.50	188.00

第7

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 25号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市平野蔵垣内 50 番 5 から 伊賀市上野農人町 554 番 3 まで	旧	6.58～24.88	131.30
	新	15.82～30.31	131.30

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 11 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重海区漁業調整委員会会長 黒 田 耕 一 郎

- 1 期 日 平成 20 年 11 月 6 日（木）午前 10 時から同 11 時まで
- 2 場 所 三重県伊勢市勢田町 622 伊勢庁舎 会議棟 2 階大会議室
- 3 目的及び内容 次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のあ

る者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
区画漁業 (真珠養殖業)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、紀北町及び尾鷲市の地先海面
区画漁業 (真珠母貝養殖業)	志摩市、南伊勢町、紀北町、尾鷲市及び熊野市の地先海面

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成20年10月24日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成20年8月20日
- 2 請求人住所 志摩市磯部町穴川1022番地2
氏名 飯坂正一

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成20年9月26日及び同年10月7日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたが、請求人から新たな証拠の提出及び請求の趣旨の補足はされなかった。

また、同日、三重県農水商工部職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査 第 94 号

平成 20 年 10 月 16 日

飯坂正一様

三重県監査委員 鈴木周作
三重県監査委員 永田正巳
三重県監査委員 前田剛志
三重県監査委員 田中正孝

住民監査請求について

平成 20 年 8 月 20 日に提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。)第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の請求

1 請求の趣旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

(1) 平成 19 年 11 月 28 日に一般競争入札(事後審査型)の公告を行った三重保全地区英虞湾工区(浜島地区)閉鎖性海域再生漁場環境保全創造事業工事(以下「本件工事」という。)における公告、入札、落札、契約の一連の行為は、三重県建設工事等入札関係各種要綱、要領等の規程を逸脱して運用した。

(2) 一般競争入札(事後審査型)と言いながら、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績及び特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による施工という業者が限られる過大な参加資格要件を付け、入札参加資格業者を事前に調査し、当初から 3 者しか該当しないことを知りつつ公告、入札した。

今回の入札については電子入札であり、その手続きの過程において 1 者しか応札がないことを知り得たはずである。

(3) 三重保全地区英虞湾工区閉鎖性海域再生浚渫工事は、平成 13 年度から始まり、平成 14 年度から平成 19 年 5 月まで計 6 回の工事が行われている。

これらの工事については、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績及び共同企業体による施工という参加資格要件をつけ、大手建設業者と地元業者で共同企業体を組んでいた。

しかるに、本件工事に関しては、大手建設業者が指名停止になり、従来の参加資格要件では参加業者が限定される中で、参加者数を知りながら入札を実行した。

その結果、1 者応札 1 者落札で高落札率 97%となった。また、前例のない高落札に関する聞き取りを業者からしている。

(4) 一方、平成 14 年度から平成 19 年 5 月までの過去 6 回の工事の平均落札率は 92.7%であった。

さらに、本件工事に続き、平成 20 年 4 月 1 日に三重保全地区英虞湾工区で一般競争入札を公告した入札では、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績及び共同企業体による施工などの過大な参加資格要件を適正にした(ポンプ浚渫船による浚渫も同種工事とみなし、また、共同企業体による施工も要件としていない)ため、応募が 4 者あり、落札率 93%になった。その後、工事に対して不測の事態が起きたとは聞いていない。

(5) 一般競争入札(事後審査型)実施要綱第 17 条の運用について、三重県農水商工部(以下「農水商工部」という。)の運用と三重県県土整備部建設業室(以下「建設業室」という。)の運用解釈が異なっている。

農水商工部によって、三重県建設工事等入札関係各種要綱、要領等が行政規則の概念を逸脱した運用がなされていることにより県民全体の公平・公正・利益が守られていない。

(6) よって、平成 14 年度から平成 19 年 5 月までの過去 6 回の工事の平均落札率 92.7%と本件工事の落札率 97%の差額分について三重県(以下「県」という。)に補填を求める。

2 監査対象事項

監査対象事項は、「本件工事の入札手続きにおいて違法又は不当な入札手続きが行われたか。」とした。

3 対象部局の監査等

平成 20 年 9 月 16 日に農水商工部の監査を実施した。

4 関係人の調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 20 年 9 月 18 日に三重県県土整備部の調査を実施した。

第 2 事実関係の調査

1 県の建設工事入札手続きについて

県では、平成 19 年度から県が発注する全ての建設工事において一般競争入札を適用することとし、このうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。)により定められる額以上の工事(1,500 万 S D R 以上、平成 19 年度は 24.1 億円)については一般競争入札、それ以外の工事は条件付き一般競争入札とすることとした。

一般競争入札及び条件付き一般競争入札の入札手続きについては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)及び三重県会計規則(平成 18 年規則第 69 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、三重県一般競争入札(事後審査型)実施要綱(平成 19 年 4 月 1 日施行。以下「入札実施要綱」という。) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成 19 年 4 月 1 日改訂施行。以下「共同企業体取扱要綱」という。)等により必要な事項が定めら

れている。

また、入札に参加する者に必要な資格条件については、発注方法の取扱いについて（平成19年4月1日改正実施。以下「発注方法取扱」という。）専門工事発注に係る業者選定について（平成19年4月1日改正実施。以下「専門工事業者選定」という。）により、企業としての施工実績要件等の各項目を設定することとしている。

なお、これら三重県建設工事等入札契約関係の各種要綱・要領等については、県ホームページの公共事業の情報において公開されている。

2 本件工事の概要等について

本件工事は、漁場環境保全創造事業として、英虞湾の栄養分を含んだ底泥を除去することにより、赤潮や貧酸素水塊の発生を防止して漁場環境保全を図るものであり、工事の概要、入札結果等については、次のとおりであった。

工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 12,000 m²
入札方式 条件付一般競争入札
予定価格 263,057,550 円（税込み。以下同じ。）
落札価格 255,150,000 円
落札率 97.0%
入札参加者数 1 者

3 本件工事の入札について

（1）入札手続きについて

本件工事については、次のとおり、電子入札システム利用対象工事として条件付き一般競争入札（事後審査型）の入札手続きが行われた。

ア 公告

本件工事の入札を実施するため、規則第 62 条の規定により、平成 19 年 11 月 28 日、入札に付する工事の概要、参加資格に関する事項等の公告が、入札情報サービスに掲載することによって行われた。

なお、公告の内容については、伊勢農林水産商工環境事務所競争入札審査会（以下「事務所入札審査会」という。）での決定を経て内申された案について、県農水商工部建設工事競争入札審査会（以下「農水商工部入札審査会」という。）で審査を行い、承認されている。

イ 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、共同企業体を自主的に結成し、平成 19 年 12 月 7 日までに「使用電子証明書届（特定 J V 用）」を提出し、さらに同月 11 日までに電子入札システムにて競争参加申請書及び添付資料を提出することとされていた。

期限までに 1 者から申請書等の提出があり、事務所入札審査会において共同企業体・条件確認及び一般競争入札参加資格内申に関する審査を行い、承認されたため、平成 19 年 12 月 12 日に申請者に対し競争参加資格確認通知を行った。

ウ 入札の執行

電子入札システムによる入札書の提出期限を平成 19 年 12 月 25 日までとし、同日開札が行われた。

エ 参加資格事後審査

落札候補者を対象に参加資格事後審査が行われ、平成 19 年 12 月 27 日に落札者が決定されたことにより、落札者に通知された。

なお、落札者決定にあたっては、事務所入札審査会での決定を経て内申された案について農水商工部入札審査会で審査を行い、承認されている。

(2) 高落札率に関する聞き取り調査について

本件工事の入札では、「工事費等内訳書の取り扱いについて」(平成 19 年 4 月 1 日改訂施行。)の規定に基づき、開札後、落札決定を保留したうえで、落札候補者に対して聞き取り調査を実施し、聞き取りの結果、特に問題が見当たらなかったとして、事務所入札審査会に報告されている。なお、高落札率に関する聞き取り調査は、本件工事以外でも実施されていた。

(3) 参加資格要件について

本件工事の入札に参加できる者は、代表者となる者が本件工事と同種工事(高濃度薄層浚渫船による浚渫工事)の施工実績を有する共同企業体であることが要件として付けられており、その根拠についての農水商工部の説明は以下のとおりであった。

ア 施工実績について

施工実績については、発注方法取扱の別表 1「9 その他工事」に、海洋土木などの工事については「別途『専門工事業者選定』によることとする。」と規定されている。

専門工事業者選定の「4. 海洋土木工事に係る同種工事の施工実績について」では、「2(1)工種を特定して、元請としての施工実績を求めるもの。」として「1)浚渫工事(ポンプ)」が規定されており、高濃度薄層浚渫船による浚渫は、ポンプ浚渫工事と同等以上の技術力が必要な工種と考え、「その他、工種を特定する必要があると思われるもの」との規定を適用し、施工実績を求めることとした。

なお、専門工事業者選定では、その他工種を特定する必要があると思われるものについては関係事業室と協議することと規定されているが、本件工事については、農水商工部入札審査会で公告案を承認したことをもって協議がなされたものと判断した。

イ 共同企業体による施工について

本件工事は、「浚渫時の含泥率が高いため、脱水処理の効率化が図れる。」また、「掘り残しが少なく浚渫面がフラットに仕上がる。」さらに、「濁りをほとんど発生させない。」などの特徴を持つ、高濃度薄層浚渫船による浚渫という技術的難度の高い工法を採用したこと及び共同企業体の構成員が施工実績を積むことにより、以後の工事の入札参加資格者となりうることで、より競争性が高まることを期待するという 2 点を考慮し、共同企業体へ発注することとした。

なお、業者選定の基準については、専門工事業者選定には規定されていないことから、発注方法取扱に規定されている別表1「1 土木工事」を準用した。そこでは、「3 億円未満の特定」Vについては、『共同企業体取扱要綱』による。」とされている。

同要綱第 18 条では、共同企業体の対象工事について、「(1)土木工事の規模は、工事設計金額が 3 億円以上の工事とする。」と規定されているが、本件工事の場合は、上記の理由により、「(4) 前号までの規定にかかわらず、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、共同企業体に発注することができるものとする。」との規定を適用した。

また、共同企業体の構成については、発注方法取扱の別添 1「土木工事における共同企業体構成の考え方」において規定されている「2)一般的な土木一式以外の工事(1)12 億円未満の工事 海洋土木工事((注)特殊ケーソン、ポンプ浚渫、軟弱地盤改良工事等の専門工事に適用)」により、共同企業体代表者や構成員の経営事項審査総合評定値等を決定した。

ウ 参加資格要件を満たす業者数について

本件工事の参加資格要件を設定した時点で、大手マリコン(海洋土木工事を得意とする業者)の多くが資格(指名)停止期間中であるものの、共同企業体の代表者となれる者が最低 3 者はあることを確認しており、競争性は確保されていると判断した。

(4) 入札参加者について

本件工事の入札参加希望者については、「使用電子証明書届(特定)V用)」の提出締切時点で、1 者であることが明らかとなっていた。

しかし、農水商工部では、地方自治法の実務上の解釈を示した地方自治法質疑応答集(地方自治制度研究会編著)にもあるとおり、一般競争入札は、入札に意欲のあるものが不特定多数入札に参加できることから、入札参加者が 1 者であっても入札における競争性は確保されているとの考えのもと、また、入札実施要綱、規則運用方針(通達)からしても、入札の競争性は確保されていると判断した。

4 平成 20 年度工事について

(1) 工事概要等について

平成 20 年 4 月 1 日に公告し、同年 5 月 19 日に入札を執行した工事(以下、「平成 20 年度工事」という。)の概要、入札結果等は、次のとおりである。

工事名	三重保全地区英虞湾工区(波切・立神地区)閉鎖性海域再生漁場環境保全創造事業工事
工事概要	高濃度薄層浚渫 A = 16,900 m ²
入札方式	条件付一般競争入札(簡易総合評価方式試行案件)
予定価格	219,877,350 円
落札価格	204,540,000 円
落札率	93.0%
入札参加者数	4 者

(2) 参加資格要件について

平成 20 年度工事では、参加資格要件として求める施工実績として、ポンプ浚渫船による浚渫も同種工事とみなし、また、共同企業体による施工も要件としていない。

平成 20 年度工事がそれまでの工事と同様に高濃度薄層浚渫を施工するものであるにもかかわらず、上記のような参加資格要件とした理由について、農水商工部では、平成 20 年度からの同種工事の入札については、価格と品質とを総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式を導入したことにより、品質を確保するための技術力を審査することが可能となったことから一部参加資格要件を見直したとしている。

なお、県では、平成 19 年度においては、総合評価方式の試行について予定価格 7 千万円以上の土木工事などに適用することを目標として件数を設定し、県農林水産商工環境事務所は各事務所で 5～10 件程度試行することとされていた。

5 平成 14 年度から平成 19 年 5 月までの英虞湾工区漁場環境保全創造事業工事

平成 14 年度から平成 19 年 5 月開札までの英虞湾工区漁場環境保全創造事業工事の概要、入札結果等は、次のとおりである。

(1) 工事名 平成 13 年度波切・立神地区漁場環境保全創造事業工事(0 国債)

工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 6,300 m²

入札方式 公募型指名競争入札

予定価格 85,882,650 円

落札価格 79,800,000 円

落札率 92.9%

入札参加者数 9 者

(2) 工事名 平成 14 年度波切・立神地区漁場環境保全創造事業工事

工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 17,100 m²

入札方式 公募型指名競争入札

予定価格 151,478,250 円

落札価格 145,950,000 円

落札率 96.4%

入札参加者数 7 者

(3) 工事名 平成 15 年度三重保全地区英虞湾工区(片田・船越)漁場環境保全創造事業工事

工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 11,100 m²

入札方式 公募型指名競争入札

予定価格 198,021,600 円

落札価格 189,000,000 円

落札率 95.4%

入札参加者数 9 者

- (4) 工事名 平成 17 年度三重保全地区英虞湾工区漁場環境保全創造事業工事
工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 28,600 m²
入札方式 条件付一般競争入札
予定価格 281,989,050 円
落札価格 270,900,000 円
落札率 96.1%
入札参加者数 9 者
- (5) 工事名 平成 18 年度三重保全地区英虞湾工区漁場環境保全創造事業工事
工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 10,100 m²
入札方式 公募型指名競争入札
予定価格 199,758,300 円
落札価格 184,800,000 円
落札率 92.5%
入札参加者数 5 者
- (6) 工事名 平成 19 年度三重保全地区英虞湾工区閉鎖性海域再生漁場環境保全創造事業
工事
工事概要 高濃度薄層浚渫 A = 31,500 m²
入札方式 条件付一般競争入札
予定価格 350,882,700 円
落札価格 304,500,000 円
落札率 86.8%
入札参加者数 4 者

第 3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の監査等の結果から総合的に判断すると、本件工事に係る入札手続きは、違法又は不当なものとは認められない。

したがって、請求には理由がないものと判断し、本件請求はこれを棄却する。

2 結論に至った理由

(1) 参加資格要件について

ア 請求人は、大手建設業者の多くが指名停止期間中である中、本件工事の入札は、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績及び共同企業体による施工という業者が限られる過大な参加資格要件を付けたものであると主張している。

イ 確かに、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績を求めることは、前記第 2 事実関係の調査 3 (3) アのとおり、関係事業室との協議が必要な「その他」に該当するもので、例外的な取扱であるともいえる。

また、共同企業体による施工についても、前記第 2 事実関係の調査 3 (3) イのとおり

り、共同企業体取扱要綱第 18 条における、土木工事で 3 億円以上に該当しない場合でも共同企業体に発注することができる旨の規定は、例外的な取扱であるともいえる。

ウ しかし、漁場環境保全創造を目的とする高濃度薄層浚渫を効率よく施工するためには、ポンプ浚渫船と同様の操船作業経験のほか高濃度の含泥率で浚渫するための現場条件への対応など、ポンプ浚渫工と同等以上の高い技術力が必要なことから施工実績を求め、また、共同企業体の構成員が難度の高い工法の施工実績を積み、今後元請業者となり得る業者が増えることを考慮したことから共同企業体へ発注したとする農水商工部入札審査会の判断は、妥当なものであると認められる。

エ 本件工事については、上記のとおり工事目的の達成及び業者育成の観点から、従来と同様の参加資格要件を設定したものであるが、大手マリコンの多くが資格（指名）停止期間中であっても、共同企業体の代表者となり得る業者が最低3者はあることを確認し、競争性があるとした農水商工部入札審査会の判断は、特定の者を契約の相手方とする意図が見受けられるようなものではなく、当時の状況を考慮しても違法又は不当な判断とまで断定することはできない。

オ それにしても請求人は、平成 20 年度工事では、高濃度薄層浚渫船による浚渫工事施工実績及び共同企業体による施工という過大な参加資格要件を適正にした（ポンプ浚渫船による浚渫も同種工事とみなし、また、共同企業体による施工も要件としていない）ため、応募が 4 者あったと主張している。

確かに平成 20 年度工事は、参加資格要件を一部見直していることから、本件工事の参加資格要件が過大な条件を付したのではないかとの疑問を生じさせるところではある。

カ 平成 20 年度工事は、それまでの工事と同様に高濃度薄層浚渫を施工するものであるにもかかわらず参加資格要件を一部見直しているが、農水商工部では、簡易型総合評価落札方式の導入によって、入札時に施工計画や同種工事の実績等に基づく技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定することで、高濃度薄層浚渫の適正な施工が確保されると考えたものであって、その判断には一定の合理性が認められるところであり、事後的に参加資格要件の見直しがなされたことをもって本件工事の入札手続きが違法又は不当なものとして断定することはできない。

（ 2 ） 1 者入札について

ア さらに、請求人は、参加資格の確認段階で応札者が 1 者しかないことを知りながら入札を執行したことについて、入札実施要綱の運用が農水商工部と建設業室で異なっており、農水商工部では行政規則の概念を逸脱した運用がなされていると主張している。

イ 地方自治法の規定を解釈するにあたって、地方自治法質疑応答集（地方自治制度研究会編著）では、「制限付一般競争入札は、・・・工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、当該入札に参加意欲のある有資格者が参加するものなので、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されている。したがって、入札参加者が一人の場合

であっても入札における競争性は確保されていると考えられるので、その場合に入札を行っても差し支えないものと解する。」とされており、規則運用方針（通達）第 68 条関係（解釈）でも、「入札者が 1 人となった場合、一般競争入札の場合は入札を行っても差し支えない」とされている。

一方、三重県建設工事執行規則（昭和 39 年規則第 16 号。）は、県が行う建設工事について、その執行方法及び規則の特例を定めたもので、第 13 条で「工事の請負又は委託に関する必要な事項は、別に定める。」と規定し、入札の執行等に関する細部の諸手続等は要綱等に規定されている。

入札実施要綱第 17 条第 2 項では、入札者が 1 者だけの場合、入札を中止することがあるとだけ規定されているところ、本件工事の入札公告時点において、同項の運用について透明性・競争性確保の観点から定めた規則の特例はなく、農水商工部が規則運用方針（通達）に基づいて実務を処理したことの妥当性は認められるところである。

ウ しかしながら、建設業室は、平成 20 年 5 月 20 日付けの請求人への回答において、「個別の建設工事の入札において、透明性及び競争性確保の観点から、入札を中止することがあることを規定しており、入札参加資格の設定を見直すことによって、競争性を高めることが可能と判断される場合や不正行為の存在が疑われる場合などが想定されます。」と入札実施要綱第 17 条第 2 項の運用についての考え（以下「運用解釈」という。）を述べている。

エ 建設業室が示した運用解釈からすると、本件工事について 1 者入札となることが判明した時点で、例えば平成 20 年度工事で適用したような簡易型総合評価落札方式を試行することによって入札参加資格の設定を見直し、競争性を高めようとして再入札することを検討する余地があったのではないとも考えられるところである。

このことについて農水商工部では、平成 19 年度においては各農林水産商工環境事務所で総合評価方式を 5～10 件程度試行することとされていた中で、本件工事の施工場所（浜島工区）は初めての工区であるため地元調整に期間を要したこと及び養殖業との関係で 11 月から翌年 3 月までの間で施工するよう条件が付されたため、平成 19 年 11 月 28 日に本件工事の入札公告をする段階から既に、価格競争による落札方式と比較して技術資料を評価する期間等が余分に必要な簡易型総合評価落札方式の試行案件とはしていなかったとしている。

地元条件に配慮しつつ早期に工事を進めるべきとする農水商工部の判断には一定の合理性が認められるところであり、本件工事が 1 者入札であったにもかかわらず中止しなかったことをもって裁量の範囲を逸脱したとまで断定することはできない。

（3）高落札率について

以上のとおり、本件工事に係る入札手続きは、違法又は不当なものとは認められないが、請求人は、本件工事の入札は高落札率であり、前例のない高落札に関する聞き取りを業者からしているとも主張しているため、以下、高落札率についても検討する。

一般に落札価格は工事内容、景気動向、入札者の意欲といった多種多様な要因により

形成されるものであるところ、請求人が平均落札率の算出に用いた6件の同種工事及び本件工事並びに平成20年度工事について、入札方式の区別なく、落札率の高い順に並べると次のとおりであり、1者入札となった本件工事の落札率が最も高いものの、入札参加者数の多寡によって落札率が変わるものとは言えず、また、過去の同種工事との比較において異常と言えるほどの高さであるとは認められない。

97.0%	1者	(平成19年度 条件付一般競争入札)
96.4%	7者	(平成14年度 公募型指名競争入札)
96.1%	9者	(平成17年度 条件付一般競争入札)
95.4%	9者	(平成15年度 公募型指名競争入札)
93.0%	4者	(平成20年度 条件付一般競争入札・簡易総合評価方式試行案件)
92.9%	9者	(平成13年度 公募型指名競争入札)
92.5%	5者	(平成18年度 公募型指名競争入札)
86.8%	4者	(平成19年度 条件付一般競争入札)

第4 附言

監査の結果は以上のとおりであるが、公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。)の施行、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針策定など国を挙げて公共工事に関する制度改革に取り組んでいるところである。県においてもこれらを踏まえ、入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図るため、平成14年度から順次入札契約制度の改革に取り組まれている。

公共事業発注部局においては、こうした取組の趣旨を十分認識し、制度をよく理解して的確に運用することは当然であるが、さらに、これまでの制度改革の効果を検証しながら、県民・事業者にとってより分かりやすい制度体系を整備し、競争性、公正性、透明性の確保に引き続き取り組まれない。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
鳥羽市
- 2 調査を行った期間
平成 18 年 7 月から平成 20 年 3 月まで
- 3 成果の名称
鳥羽市国崎 3 の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鳥羽市国崎町地内
- 5 認証年月日
平成 20 年 10 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成 15 年 7 月から平成 18 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊賀市国見の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊賀市種生地内
- 5 認証年月日
平成 20 年 10 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
員弁郡東員町
- 2 調査を行った期間
平成 19 年 5 月から平成 20 年 3 月まで
- 3 成果の名称
東員町瀬古泉 4 工区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
員弁郡東員町瀬古泉地内
- 5 認証年月日
平成 20 年 10 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ます。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
員弁郡東員町
- 2 調査を行った期間
平成 17 年 5 月から平成 19 年 3 月まで
- 3 成果の名称
東員町六把野新田 2 工区の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
員弁郡東員町穴太、山田、六把野新田地内
- 5 認証年月日
平成 20 年 10 月 24 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営特定農業用管水路等特別対策事業長島地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成 20 年 10 月 27 日から同年 11 月 25 日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市役所長島町総合支所土地改良課（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業三寺地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成 20 年 10 月 27 日から同年 11 月 25 日まで
- 3 縦覧の場所
亀山市役所

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 20 年 10 月 1 日付けで、桑名都市計画事業播磨特定土地区画整理事業の換地処分を行った旨、桑名都市計画事業播磨特定土地区画整理事業施行者から届出がありました。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
多気都市計画用途地域
多気都市計画準防火地域
多気都市計画特別用途地区（特別工業地区）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

次のとおり三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を募集します。

平成 20 年 10 月 24 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
ア 北勢ブロック：県営住宅森忠団地ほか 17 団地
イ 南勢・東紀州ブロック：県営住宅大黒田団地ほか 23 団地
 - (2) 所在地
ア 北勢ブロック：桑名市ほか 5 市町
イ 南勢・東紀州ブロック：松阪市ほか 5 市町
- 2 指定期間（予定）

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の管理業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項
募集要項等に記載した資格要件を満たす法人その他の団体であることとします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続きに関する事項
 - (1) 申請の方法
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
 - (2) 募集要項の配布方法
7 の場所で、平成 20 年 10 月 30 日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。
 - (3) 申請書類の受付
7 の場所へ、平成 20 年 10 月 27 日（月）から同月 30 日（木）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 20 年 10 月 30 日（木）午後 5 時必着となります。
- 6 選定及び指定の方法
提出された申請書類を基に三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、平成 20 年第 2 回三重県議会定例会の議決を経て指定します。
- 7 問い合わせ先
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部住宅室住宅管理グループ（県庁本庁舎 4 階） 担当 村田、梨田
電話 059-224-2703
ファクシミリ 059-224-3147

電子メール jutaku@pref.mie.jp

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

平成20年10月24日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立総合医療センターで使用する電気
(予定使用電力量) 7,772,000 kWh |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院経営室 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成20年10月10日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 三田 敏雄 |
| 5 | 落 札 金 額 | 114,331,072円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成20年8月29日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

平成20年10月24日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立こころの医療センターで使用する電気
(予定使用電力量) 2,291,000 kWh |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院経営室 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成20年10月10日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 三田 敏雄 |
| 5 | 落 札 金 額 | 39,052,660円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成20年8月29日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

平成20年10月24日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立志摩病院で使用する電気
(予定使用電力量) 4,372,000 kWh |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院経営室 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成20年10月10日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 三田 敏雄 |
| 5 | 落 札 金 額 | 70,275,639円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成20年8月29日 |

正 誤

平成 20 年 9 月 26 日付け三重県公報第 2022 号に登載しました、落札者なしと決定した旨のお知らせ中
ページ 行 誤 正
10 下から 16 7 入 札 公 告 日 6 入 札 公 告 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
